



平成21年4月30日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 取締役社長 森 詳介
(コード：9503 東証・大証・名証第一部)
問 合 せ 先 経理部長 小槻 百典
T E L 06-6441-8821

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第85回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 公告方法を電子公告とし、あわせて電子公告による公告を行うことができない場合の公告方法を定めるため、現行定款第5条（公告方法）を変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式等振替制度に一斉移行（いわゆる株券電子化）されたことに伴い、関連する条文の変更を行うものであります。

具体的には、現行定款のうち、第7条（株券の発行）、第10条（株券の種類）および第14条（株主の氏名、住所等の届出）を削除し、第9条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）、第11条（単元未満株式についての権利）および第13条（株主名簿管理人）について所要の変更を行うとともに、株券喪失登録簿に係る規定について附則を設けるものであります。

- (3) 経営環境の変化に対応した機動的な経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任の明確化を図るため、現行定款のうち、第25条（取締役の任期）を変更し、任期を短縮するとともに、第31条（代表取締役）、第32条（代表取締役の業務執行）および第33条（会長及び副会長）を変更し、経営機構を見直すものであります。

(4) 上記各変更に伴う条数の変更および一部表現等の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(予定)
-----------------	----------------

定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(予定)
------------	----------------

以 上

現行定款・変更定款案新旧対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(公告方法) 第 5 条 本会社の<u>公告は、大阪市において発行する朝日新聞及び毎日新聞に掲載してこれを行う。</u>	(公告方法) 第 5 条 本会社の<u>公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、大阪市において発行する朝日新聞及び毎日新聞に掲載して行う。</u>
(株券の発行) 第 7 条 本会社は、株式に係る株券を発行する。	<本条削る>
(自己の株式の取得) 第 8 条 (条文省略)	(自己の株式の取得) 第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 9 条 本会社の単元株式数は、100 株とする。 2 本会社は、第 7 条の規定にかかわらず、<u>株式取扱規則に定める場合を除き、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>	(単元株式数) 第 8 条 (第 1 項 現行どおり) <本項削る>
(株券の種類) 第 10 条 本会社の発行する株券の種類は、<u>取締役会の決議によって定める。</u>	<本条削る>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(単元未満株式についての権利) <u>第 11 条</u> 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (3)次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) <u>第 12 条</u> (条文省略) (株主名簿管理人) <u>第 13 条</u> 本会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。	(単元未満株式についての権利) <u>第 9 条</u> 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (3)次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) <u>第 10 条</u> (現行どおり) (株主名簿管理人) <u>第 11 条</u> (第 1 項 現行どおり) 2 (第 2 項 現行どおり) 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(株主の氏名、住所等の届出) <u>第 14 条 株主、登録株式質権者又はその</u> <u>法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑</u> <u>(署名の慣習ある外国人は署名鑑)を本</u> <u>会社の株主名簿管理人に届け出るもの</u> <u>とする。その変更があったときもまた同</u> <u>様である。</u> 2 外国に居住する株主、登録株式質権者 又はその法定代理人は、日本国内に仮住 所又は代理人を定め、本会社の株主名簿 管理人に届け出るものとする。その変更 があったときもまた同様である。 3 第 1 項の規定は、前項の代理人にこれ を準用する。 (株式取扱規則) <u>第 15 条 (条文省略)</u> 、 (株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供) <u>第 18 条 (条文省略)</u> (議長) <u>第 19 条 株主総会の議長は、社長がこれ</u> <u>に当る。</u> 2 社長に事故があるときは、<u>第 17 条第 2</u> <u>項の規定を準用する。</u> (決議の要件) <u>第 20 条 (条文省略)</u> 、 (取締役の選任) <u>第 24 条 (条文省略)</u>	<本条削る> (株式取扱規則) <u>第 12 条 (現行どおり)</u> 、 (株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供) <u>第 15 条 (現行どおり)</u> (議長) <u>第 16 条 (第 1 項 現行どおり)</u> 2 社長に事故があるときは、<u>第 14 条第 2</u> <u>項の規定を準用する。</u> (決議の要件) <u>第 17 条 (現行どおり)</u> 、 (取締役の選任) <u>第 21 条 (現行どおり)</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(取締役の任期) <u>第 25 条</u> 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、補欠の場合は前任者の、増員の場合は他の現任者の残任期間と同一とする。 (取締役会及びその招集通知) <u>第 26 条</u> 取締役会は、すべての取締役で組織する。 2 取締役会は、社長がこれを招集する。 3 社長に事故があるときは、<u>第 17 条第 2 項</u>の規定を準用する。 4 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の議長) <u>第 27 条</u> 取締役会の議長は、社長がこれに当る。 2 社長に事故があるときは、<u>第 17 条第 2 項</u>の規定を準用する。 (取締役会の権限) <u>第 28 条</u> (条文省略) ↳ (取締役会の議事録) <u>第 30 条</u> (条文省略)	(取締役の任期) <u>第 22 条</u> 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 (第 2 項 現行どおり) (取締役会及びその招集通知) <u>第 23 条</u> (第 1 項 現行どおり) 2 (第 2 項 現行どおり) 3 社長に事故があるときは、<u>第 14 条第 2 項</u>の規定を準用する。 4 (第 4 項 現行どおり) (取締役会の議長) <u>第 24 条</u> (第 1 項 現行どおり) 2 社長に事故があるときは、<u>第 14 条第 2 項</u>の規定を準用する。 (取締役会の権限) <u>第 25 条</u> (現行どおり) ↳ (取締役会の議事録) <u>第 27 条</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(代表取締役) <u>第 31 条</u> 取締役会の決議によって、社長 1 名を置き、なお副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。 2 社長及び副社長は、各自本会社を代表する。 (代表取締役の業務執行) <u>第 32 条</u> 社長は、会社の業務を統括する。 2 副社長、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐し会社の業務を執行する。 3 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、副社長中の 1 名が、社長、副社長共に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、専務取締役中の 1 名が代理する。 (会長及び副会長) <u>第 33 条</u> 取締役会の決議によって、会長及び副会長各 1 名を置くことができる。 2 会長及び副会長は、各自本会社を代表する。 3 会長は、会社の業務を総理し、副会長は、会長を補佐する。 4 会長を置いた場合には、社長は会社の業務の執行を統括する。この場合には、<u>第 17 条、第 19 条、第 26 条及び第 27 条</u>中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。	(代表取締役及び役付取締役) <u>第 28 条</u> 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 ＜本項新設＞ 2 取締役会の決議によって、社長 1 名を置き、なお副社長及び常務取締役各若干名を置くことができる。 ＜本項削る＞ (役付取締役の業務執行) <u>第 29 条</u> 社長は、<u>本</u>会社の業務を統括する。 2 副社長及び常務取締役は、社長を補佐し<u>本</u>会社の業務を執行する。 3 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により<u>他の</u>代表取締役がその職務を代行する。 (会長) <u>第 30 条</u> 取締役会の決議によって、会長 1 名を置くことができる。 ＜本項削る＞ ＜本項削る＞ 2 会長を置いた場合には、<u>第 14 条、第 16 条、第 23 条及び第 24 条</u>中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(取締役の責任免除) <u>第 34 条</u> (条文省略) ↳ (中間配当) <u>第 45 条</u> (条文省略)	(取締役の責任免除) <u>第 31 条</u> (現行どおり) ↳ (中間配当) <u>第 42 条</u> (現行どおり) 附 則 <u>第 1 条 本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。</u> ＜本条新設＞ <u>第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削るものとする。</u> ＜本条新設＞